

報道関係者 各位

担	令和元年4月28日
当	日光労働基準監督署
	監督・安衛課長 池田 英徳
	電話 0288-22-0273

### ～直近1か月間の相談件数が前年同期比約2.5倍に激増～ 「労働者の賃金確保等に係る緊急事態宣言」を発出します

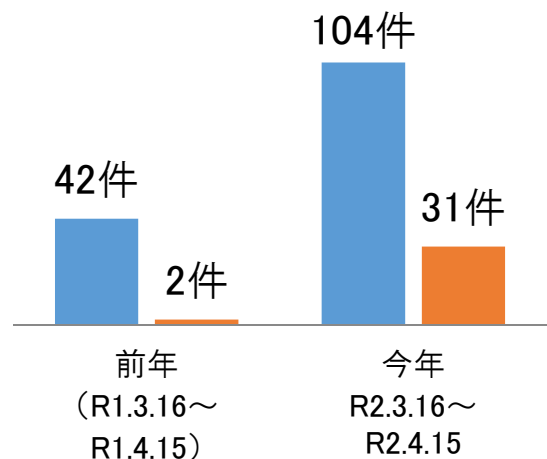
日光労働基準監督署（署長 菅又 正太郎）における令和2年3月16日から同年4月15日までの1か月間の労働相談対応件数は、前年の同期間に比べ62件増、約2.5倍の104件となりました。なかでも、使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させた場合に支払う休業手当に係る相談は、相談総数の約30%を占める31件となっております。（下（裏面）のグラフ）

このような状況の背景として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を発端とした産業活動の縮小に伴う労働者に対する休業の実施があります。休業手当に係る相談の中には、休業期間に対する休業手当の支払について事業主から何らの説明がないといったものもあり、労働者を休業させていた期間に対する賃金（休業手当）支払の時期を迎え、休業手当未払の発生について極めて憂慮すべき事態となっております。また、今般の状況を背景とし、不適切な解雇や雇止めが発生も懸念されるところです。

こういった状況を踏まえ、令和2年5月末日までを対象期間として「労働者の賃金確保等に係る緊急事態宣言」を発出し、休業手当の未払及び不適切な解雇や雇止めの未然防止及び解消に向け、以下の事項を実施することとします。

#### 【本宣言月間における実施事項】

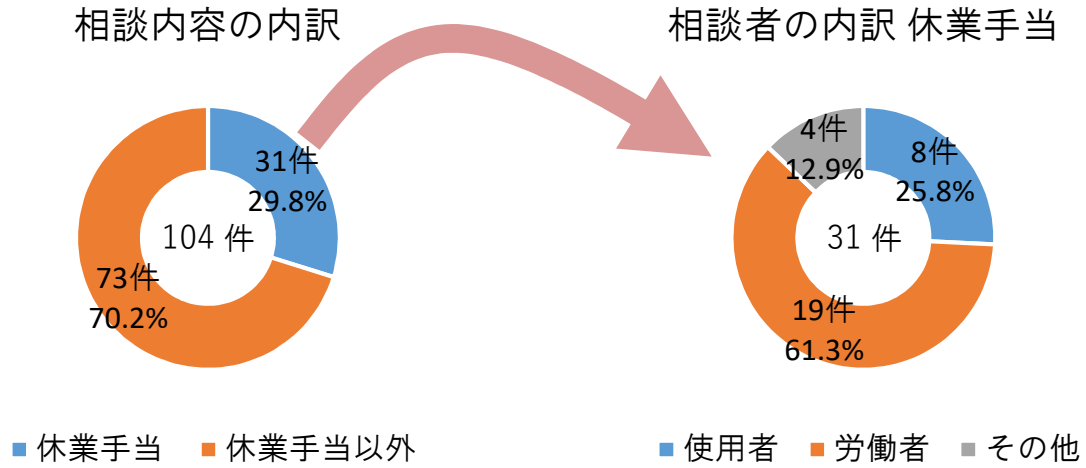
- ①あらゆる機会・媒体を利用した管内事業主への啓発の実施
  - ・本宣言についての各関係機関等への周知・広報
  - ・今般のコロナ禍により、より深刻な影響が生じているものと考えられる事業場への案内（別添）の送付
  - ・当署ホームページへの掲載
- ②休業手当の未払等が把握された事案に対する速やかな指導の実施



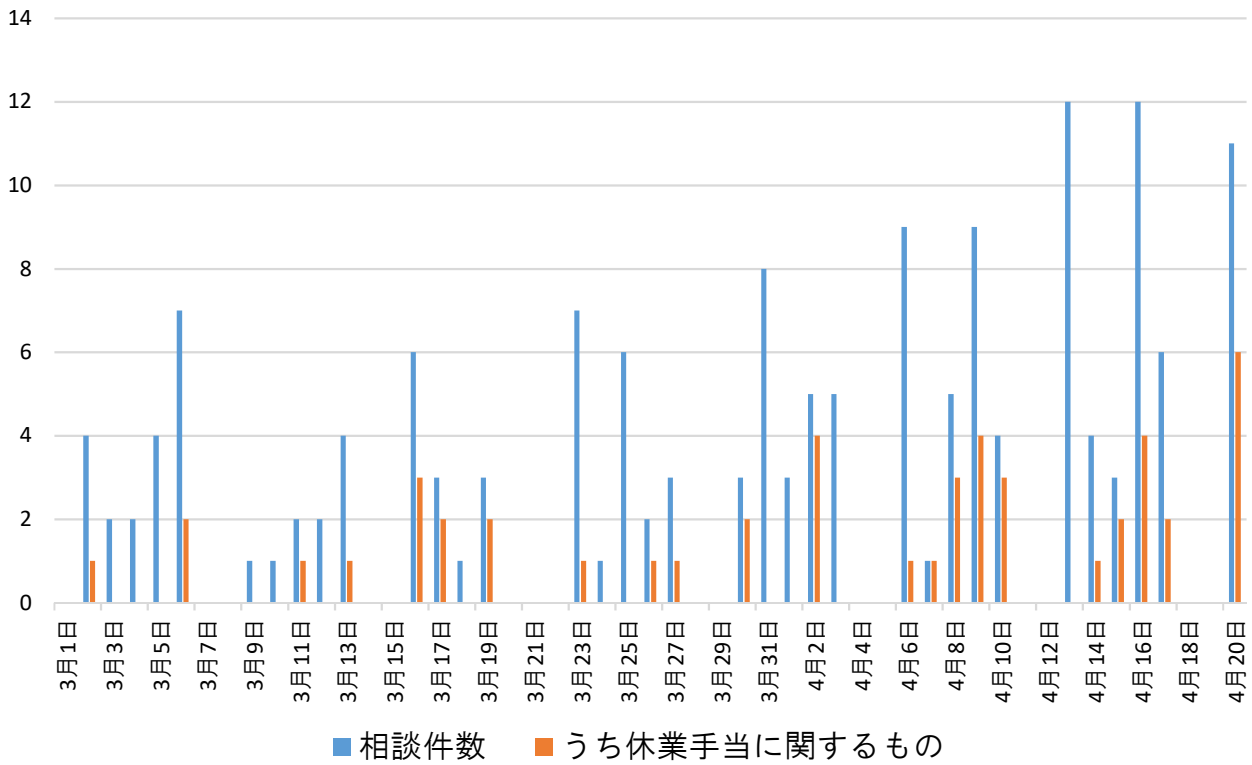
■ 相談件数 ■ うち休業手当に関するもの

## 日光労働基準監督署における相談対応状況

- 令和2年3月16日から同年4月15日までの間について



- 日々の相談対応の推移



日光労基署管内(日光市・塩谷町)における

# 労働者の賃金確保等に係る 緊急事態宣言

を発出しました

直近1か月間<sup>(※1)</sup>の  
労働相談件数が  
約2.5倍<sup>(※2)</sup>に激増!!

(※1 令和2年3月16日から同年4月15月までの間)

(※2 前年同時期比)

なかでも  
休業手当関係は  
相談全体の約3割

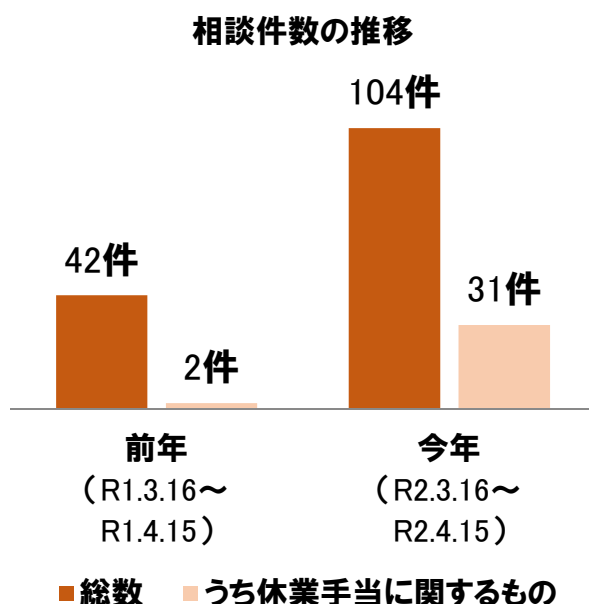
現下の厳しい情勢により

- ・ 休業手当の未払
  - ・ 不適切な解雇や雇止め
- の発生が懸念されます

事業主の皆様におかれましては、上記事項の適切な対応につきましてご配慮いただきますようお願いいたします

対応に当たりご不明な点につきましては、  
当署(TEL 0288-22-0273)までお問い合わせください

日光労働基準監督署



日光基署発 第 号  
令和2年 月 日

事業主 各位

日光労働基準監督署長

現在の厳しい情勢下における適正な賃金の支払等について

日頃より、労働災害防止に係る施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日光労働基準監督署における労働相談の対応状況につきまして、令和2年3月16日から同年4月15日までの1か月間の対応件数は、前年の同期間に比べ62件増、約2.5倍の104件となりました。なかでも、使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させた場合に支払う休業手当に係る相談は、相談総数の約30%を占める31件となっております。

このような状況の背景として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を発端とした産業活動の縮小に伴う労働者に対する休業の実施があります。休業手当に係る相談の中には、休業期間に対する休業手当の支払について事業主から何らの説明がないといったものもあり、労働者を休業させていた期間に対する賃金（休業手当）支払の時期を迎え、休業手当未払の発生が危惧される事態となっております。また、今般の状況を背景とし、不適切な解雇や雇止めの発生も懸念されるところ です。

現状におきましては、労働条件の確保につきましても困難を極める状況にあるものと推察いたします。しかしながら、上記のとおり、使用者の責めに帰すべき事由、すなわち事業者の主体的な判断による労働者の休業につきましては、労働基準法第26条の規定により休業手当を支払う必要があります。また、やむを得ず解雇や雇止めを実施する場合におきましても、当該取扱いについては客観的に見て合理的な理由の存在を要するものであります。

現下の厳しい情勢の中、上記の対応につきましてはご負担となることは想像に難しくありませんが、労働者に対する適正な賃金（休業手当）の支払等に向け格別のご配慮をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

本書面とともに、関係するリーフレット等を送付させていただいておりますが、ご対応に当たりご不明な点等につきましては、確認事項の多少にかかわらず当署までご相談・お問い合わせをいただきますよう、あわせてお願い申し上げます

※ 本書面は、今般のコロナ禍により、より深刻な影響が生じているものと考えられる事業場を対象に送付させていただいております。

担 当：日光労働基準監督署  
監督・安衛課 監督係  
電 話：0288-22-0273